

事務連絡

平成27年7月9日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
介護保険施設 様

足立区介護保険課長

皆葉 英男

介護保険法の改正に伴う「利用者負担割合の変更」及び「負担割合証」送付の周知について

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より介護保険制度の円滑な運用にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年度の介護保険法改正において、新たに8月1日から一定の所得を有するサービス利用者の負担割合が変更となります。(利用者負担割合の判定基準については、別紙の通りです)

基準日現在8月1日現在で有効な認定期間が存在する要介護・要支援の認定者の方を対象に、『負担割合証』(黄色の証書)を7月14日に郵便にて発送いたします。

要介護・要支援の認定者の方が8月以降にサービスを利用する際、必ずケアマネジャー等が、直接その方の『負担割合証』により負担割合をご確認いただき、正しい介護保険制度の運用の徹底をお願いいたします。また、サービス提供事業所との調整につきましても遺漏なきようによろしくお願いいたします。

※ 事業者の方へ

利用者の負担割合を誤って請求した場合、過誤調整処理を行っていただくこととなりますのでくれぐれもご注意ください。

【介護認定者に送付する対象書類】

- 利用者負担割合見直しの周知用「お知らせ」【1割・色ブルー】／【2割・色ピンク】
- 『負担割合証(黄色)』(足立区版)

＜利用者負担割合の判定基準＞

平成26年中の収入で判定します。

要件		負担割合
合計所得が 160万円未満の方 (単身で年金収入のみの場合、年金収入280万円未満)		1割負担
合計所得が 160万円 以上の方	同一世帯の第1号被保険者の課税年金収入とその他の合計所得金額を合わせた金額が単身世帯で280万円未満の方、2人以上の世帯で346万円未満の方	1割負担
	上記以外の方	2割負担

※ その他の合計所得金額とは、給与収入や事業収入から給与所得控除や必要経費を控除した金額です。

※ 課税年金収入とは、遺族年金及び障害年金は含みません。

◆①所得金額の変更や②世帯構成の変更により、負担割合が変更になることがあります。変更となりましたら、新しい負担割合証をお送りします。

●所得金額の変更…直近の8月1日に遡って変更

●世帯構成の変更…変更した翌月1日から変更

色
ブル
ー

～ 8月から「一定以上の所得を有する方」の利用者負担の割合が変わります ～

利用者負担 1割 の「負担割合証」をお送りしました

【被保険者証と一緒に大事に保管してください】

介護保険法の改正に伴い、8月から、一定以上の所得を有する方の利用者負担の割合が変更になります。認定を受けている方を対象に「負担割合証」をお送りしました。

⇒利用者負担割合の判定基準は裏面のとおりです。

負担割合証の使用方法と注意点

- ◆介護サービスを利用するときは、必ず、『負担割合証』を「ケアマネジャー」「介護事業者」に提示してください。

色
パン
ク

～ 8月から「一定以上の所得を有する方」の利用者負担の割合が変わります ～

利用者負担 2割 の「負担割合証」をお送りしました

【被保険者証と一緒に大事に保管してください】

介護保険制度の開始からこれまで、介護サービスを利用した際の負担割合は1割でしたが、介護保険法の改正に伴い、8月から「一定以上の所得を有する方」につきましては、介護サービス費の2割をご負担いただくこととなります。ご理解いただきますようお願いいたします。
※ この負担割合証は認定を受けている方を対象にお送りしました。

負担割合証の使用方法と注意点

⇒利用者負担割合の判定基準は裏面のとおりです。


- ① 介護サービスを利用する際、事前に、利用者負担割合が2割になったことを、担当の「ケアマネジャー」・「介護事業者」にお伝えください。
- ② 『負担割合証』は、必ず、担当の「ケアマネジャー」・「介護事業者」に、直接ご提示ください。

※ 負担割合証を提示しないと、追加で料金が徴収される場合があります。

この負担割合証は介護サービスを利用するときには必要です。大切に保管してください。

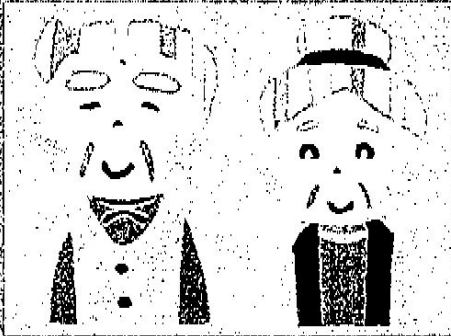
- 住所・氏名等をご確認ください。
- 記載内容に誤りがある場合は、至急ご連絡ください。
- 裏面の「注意事項」欄もお読みください。
- この負担割合証は（きりとり）から切りはなして保管してください。

きりとり

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	見本
生年月日	
性別	
負担の割合	適用期間
	開始年月日
	終了年月日
	開始年月日
	終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	131219 足立区 

きりとり

きりとり

平成27年
8月から

一定以上の所得のある方は、 サービスを利用した時の負担割合 が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまででは所得にかかわらず一律にサービス費の1割とじていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方(第1号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくこととなります。

Q 2割負担になるのはどういう人ですか？

A 65歳以上の方で、合計所得金額^{*1}が160万円以上の方です(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)^{*2}。

ただし、合計所得金額^{*1}が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや65歳以上の方が2人以上いる世帯^{*3}で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{*4}」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

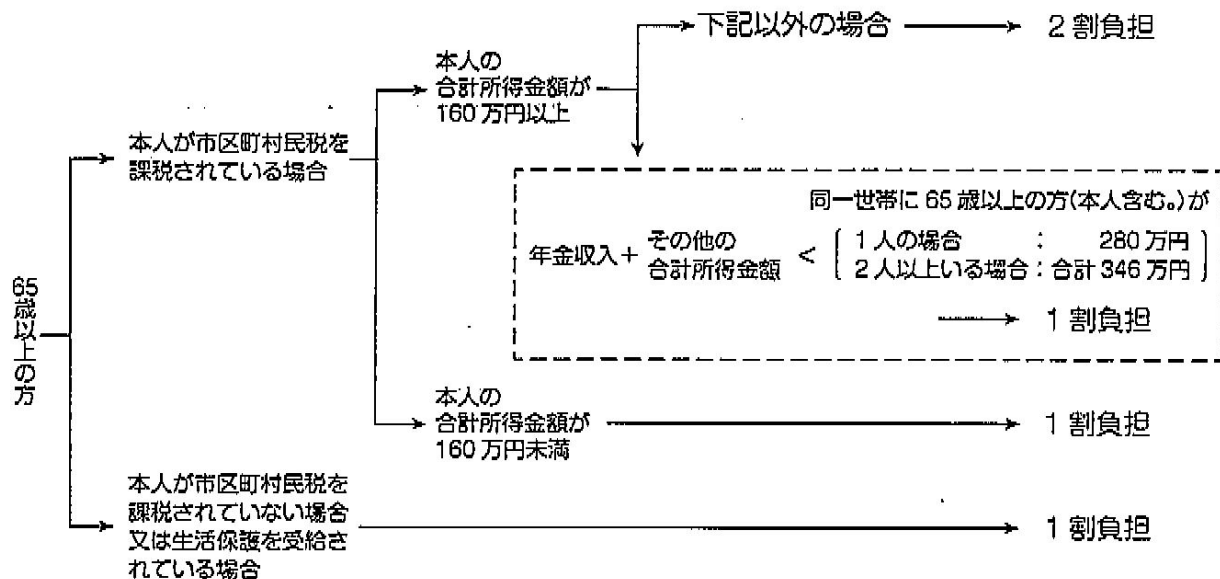
※2 これは、65歳以上の方のうち所得が上位20%(全国平均)に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計されます。

※3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※4 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



〈利用者負担の判定の流れ〉



❶ いつから2割になるのですか？

❷ 平成27年8月1日以降にサービスをご利用されたときからです。

❸ 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか？

❹ 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」をご覧ください。

❺ どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

❻ 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、利用者負担が1割の方も2割の方も、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
適用期間	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	

※負担割合証はイメージです。